

## 令和 8 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱

### 1 趣旨

行政機関の長等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、和歌山県警察本部長が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、和歌山県警察ホームページに個人情報ファイル簿を公表している個人情報ファイルのうち、行政機関等匿名加工情報の提案を募集する旨を記載しているものです。

### 3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません。ただし、法第113条の規定により、次に掲げる(1)から(6)までのいずれかに該当する者は提案できません。

(1) 未成年者

(2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

※ 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

### 4 募集期間

令和 8 年 9 月 30 日（水）午前 9 時から同年 10 月 29 日（木）午後 5 時までの間

### 5 提案窓口

和歌山県警察情報公開コーナー

担 当：〒640-8588

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 1

和歌山県警察本部警務部警務課企画室情報公関係

電話：073-423-0110（代表）

受付時間：午前9時から午後5時までの間

※ 和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日を除く日に限る。

## 6 提案の方法

### (1) 提出書類

提案に当たっては、上記5の提案窓口次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

#### ア 提案書

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

#### イ 添付書類

- 誓約書（上記3の(1)から(6)までに該当しないことを誓約する書面）
  - 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
  - 提案をする者の本人確認書類
- 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
- 債権・債務者登録申出書
  - その他和歌山県警察本部長が必要と認める書類
  - 代理人の権限を証する委任状

代理人が提案する場合に限ります。

なお、代理人による提案をする場合は、提案をする者の本人確認書類に加え、代理人自身の本人確認書類も添付してください。添付する本人確認書類の種類は、上記提案をする者の本人確認書類と同様です。

### (2) 提案書類の各様式の配付場所

上記5の提案窓口

### (3) 提案書類の提出方法

上記5の提案窓口にて持参又は郵送・信書便の方法により提案書類2部を提出してください。

なお、郵送・信書便により提出する場合は、締切日当日午後5時必着とします。

## 7 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- (1) 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構

成する保有個人情報の本人の数以下であること。

- (3) 特定される加工の方法が、特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第62条で定める基準に適合するものであること。
- (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 和歌山県警察本部長が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に和歌山県警察本部長の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

#### 8 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

#### 9 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して規則別記様式第9「審査結果通知書」とともに同封する規則別記様式第10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

#### ※ 参考

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は21,000円に次ぎに揚げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

#### 10 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 和歌山県警察本部長からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。

- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 和歌山県警察本部長が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は、和歌山県警察本部長に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定の対象外となります。
- (6) 提出された提案書類は返却しません。

11 提案に関する連絡先

提案の手續等について不明な点がある場合は、上記 5 の提案窓口までお問い合わせください。